

【地方創生推進交付金事業】

平成29年度 中小企業人材確保支援事業（若者安定就職応援事業） 仕様書

1 委託業務名

【地方創生推進交付金事業】

平成29年度 中小企業人材確保支援事業（若者安定就職応援事業）

2 業務の趣旨・目的

文部科学省が実施した学校基本調査によると、平成28年3月に大阪府内の大学を卒業した者（進学等を除く）のうち、概ね6人に1人に該当する約7,000人が正社員などの安定した職に就かずに卒業し、無職や非正規雇用の状態にある。

一方で、民間の調査機関が実施した大学生の有効求人倍率を見ると、従業員300人未満の中小企業では、4.16倍の求人がある。特に建設業や運輸業、製造業など一部の業種では人材不足が顕著であり、雇用のミスマッチが生じている。

こうした雇用のミスマッチが生じる要因の1つとして、若者の大企業志向が挙げられる。また、特別な知識やノルマを必要としないという誤った先入観に伴う若者の事務職志向も根強い。

そこで、若者の大企業志向・事務職志向を転換しながら、特に人材不足業種*1を中心に、地域の金融機関等が推薦する「成長性」や「安定性」等の面で優れた中小企業への安定就職に結び付けていくことにより、中小企業の人材確保を図る。

（*1）人材不足業種

- ・大阪府が考える人材不足業種とは、以下のとおり。
 - （ア） 「労働経済動向調査」のうち、「労働者の過不足程度別事業所割合」の「正社員等」の項目において、「不足」から「過剰」を差し引いた値（労働者過不足判断D.I.）が20以上の業種（厚生労働省四半期ごと発表）。
 - （イ） 「人手不足等への対応に関する調査」のうち、人員が「不足している」と回答した企業の割合が50%以上の業種（日本商工会議所平成28年6月発表）。
 - （ウ） 「人手不足に対する企業の動向調査」のうち、従業員（正社員）が「不足している」と回答した企業の割合が50%以上の業種（帝国データバンク平成28年8月発表）。
- ・ただし、職業安定法（昭和22年法律第141号）で職業紹介が禁止されている業務を除く。また、原則として「医療・福祉」分野と事務職への就職は本事業の成果から除く。

3 履行期間 平成29年4月上旬（予定）～平成30年3月31日

4 履行場所 大阪府が指定する場所

5 委託金額の上限額 11,830千円（消費税及び地方消費税含む）

6 業務内容及び提案事項等

地域の金融機関等と連携を図り、人材不足業種の中小企業と安定就職をめざす若者を結びつける就職支援を実施する。その際には、「若者の大企業志向・事務職志向」という状況を踏まえ、中小企業への理解促進・若者の意識転換を図りながら就職支援を行う。

具体的には、下記、仕様書の各項目について提案し、適宜大阪府と協議の上、計画・実行・検証・改善をくりかえしながら実施すること。

なお、自社リソースの利用を提案する場合は、本事業に利用可能なもののみ提案に含めること。

また、本事業と同時に募集を行っている「地方創生推進交付金事業 平成 29 年度おおさか U I J ターン促進事業」（以下「U I J 事業」という。）の両事業間で緊密な連携を図ること。

(1) 事業実施拠点の設置・運営

本事業の事業実施場所・運営体制は以下のとおりとする。

(1-1) 事業実施場所

<事業実施場所の概要>

以下の設置場所で事業実施すること。

■設置場所：エル・おおさか本館 3 階（OSAKA しごとフィールド*2（以下「OSF」という。）内に設置）

・広さ：約 25㎡

・賃料：無償

・平面図、使用できる備品一覧は別紙のとおり。

※業務に必要な電話回線工事や LAN 工事は受託者負担により実施すること。

※光熱費（共益費含む）は、OSAKA しごとフィールドの受託事業者が負担する。

(*2) OSAKA しごとフィールド

年齢や性別、障がいの有無に関わらず、全ての求職者に対応し、就職活動に関するきめ細かな情報の提供や個別支援を行う大阪府の総合就業支援施設。

中小企業を対象にセミナーやミニ面接会を行うなど、中小企業の人材確保支援も実施。

参考 URL : <http://shigotofield.jp/>

■その他の事項：

- ・案内看板、館内表示など、事業実施場所の利用者にとって、利便性向上や本事業の円滑な運営に必要な対策を講じる必要がある場合は、大阪府と協議すること。
- ・職業安定法で定める有料職業紹介事業を行う事業所の新設に係る届出は事業者で行うこと。ただし、職業安定法に基づく職業紹介を行う場所については、別紙、平面図のとおりとする。また、別紙備品一覧のうち、使用する備品については、別途、大阪府と協議するものとする。

(1-2) 実施運営体制

以下の実施体制で実施すること。

職種等	人数	必要な資格・経験等
① マネージャー	1人	・職業紹介や人材育成の業務に3年以上従事した経験を有すること。
② スタッフ	1人以上	・企業訪問等の営業経験を有すること。

【留意点】

- ・①、②は兼ねることができない。
- ・職業紹介責任者の配置も含む、有料職業紹介事業の許可基準の要件を満たしていること。
- ・OSF内に①、②が必ずしも常駐する必要はない。
- ・ただし、本事業開始後、大阪府との調整等に対応するため、マネージャー又はそれに準じる者と必ず連絡が取れるようにするとともに、府民からの問合せに対応できる体制を構築すること。

(提案事項1)

- ・事業全体の具体的なスケジュールを提案すること。
- ・マネージャーなど、従事者の職種、資格、経歴等を明記すること。
- ・配置する人数やスキル（業務経験年数や類似事業での実績等）を明示のうえ、具体的に組織図を添付の上、提案すること。
- ・事業実施にあたり、連携できる関係機関があれば、連携実績等を記載するとともに連携体制図を添付の上、提案すること。
- ・職業紹介や就職相談などを実施するにあたり、効率的かつ効果的な手法を具体的に提案すること。
- ・企業情報及び個人情報の管理方法について提案すること。
- ・過去に同種又は類似する事例に取り組んだ実績があれば、記載すること。

【提案にあたっての留意点】

- ・学生の就活スケジュール等に配慮した、成果の挙がる合理的で具体的なスケジュールを提示すること。

(2) 支援対象企業の求人開拓

【業務内容】

金融機関や経済団体などとの連携、受託者のネットワークやリソースなどを最大限活用するなどし、下記(ア)から(ウ)の条件を満たす人材不足業種の企業（以下「支援対象企業」という。）の求人開拓を行うこと。

なお、ここでいう「人材不足業種」については、1ページ参照。

《開拓する企業の条件》

- (ア) 平成30年4月1日までに新たに安定就職者の採用を考えていること。
- (イ) 原則、大阪府内に本社又は、事業所を有する従業員数1,000人未満の企業であること。
- (ウ) 信用調査会社等から成長性や安定性等において高い評価を得ていること。または、金融機関、商工会・商工会議所などの紹介や推薦を受けていること。
(具体的な評価基準は委託契約締結後に府と調整の上、決定する。)

【留意点】

- ・本仕様書の項目（6）記載の大阪府が求める目標の達成が可能となるよう、受入れ求人確保すること。
- ・地方創生推進交付金「平成28年度おおさかU I Jターン促進事業」で作成した『関西優良企業就活ガイド2018（ダイジェスト版）』及び魅力発信Webサイトに掲載されている企業情報については、本事業において利用することができる（提供情報については、別途大阪府と協議すること。）

（提案事項2）

- ・支援対象企業の開拓方法及びスケジュールを提案すること。
- ・提案する手法が効率的・効果的かつ実現可能である根拠も併せて提示すること。

【提案にあたっての留意点】

- ・支援対象企業の開拓等にあたり、民間信用調査会社や商工会・商工会議所等の情報を利用する場合、受託事業者が本事業の事業費で購入すること。
- ・支援対象企業について、どのような業種を重点的に開拓するのかなど、ターゲットとなる業種についても言及し、提案すること。

（3）就職支援対象者の募集・登録

【業務内容】

就職の支援を行う対象者は、府内の概ね39歳以下の若年求職者（2018年大学等卒業予定の未内定学生を含む。以下「就職支援対象者」という。）とし、様々な効果的手法により、就職支援対象者を集め、事業登録をさせること。

【留意点】

- ・一過性の集客手法ではなく、継続して就職支援対象者を集められるよう大学等とのネットワークを構築するなど効果的な手法によること。
- ・民間企業が取り組む合同企業説明会等と積極的に連携を図り、本事業に登録する就職支援対象者を増やすこと。
- ・フリーター等の非正規雇用から正社員への転換を行う取組みを積極的に実施すること。
- ・「就職支援対象者の安定就職者数700名以上」（項目（6）参照）の達成が可能となるような取組みを実施すること。
- ・府が認めた他事業との連携を積極的に図ること。
- ・受託事業者は、事業実施中、定期的に登録者数の進捗状況を大阪府に報告することとし、目標の達成が見込めない場合は、府の求めに応じて、原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置をとり、その結果を書面で報告すること。

（提案事項3）

- ・就職支援対象者の集客手法等について募集方法、周知先、スケジュール等を具体的に提案すること。
- ・未内定学生やフリーター等の非正規雇用など、それぞれの属性に応じた募集方法と募集できる人数を具体的に提案すること。

- ・利用可能な自社のリソース、外部リソースなどを提案すること。
- ・事業成果達成のために必要な事業登録者数について、具体的に提案すること。
- ・提案する手法が効率的・効果的かつ実現可能である根拠も併せて提示すること。

【提案にあたっての留意点】

- ・どのような手法により就職支援対象者を集めるのか、これまでにない斬新なアイデアによる具体的かつ効果的な提案をすること。
- ・大学のキャリアセンターとの連携やチラシ・ホームページの作成のみならず、就職支援対象者へアプローチする新たな手法を提案すること。

(4) 金融機関等と連携した合同企業説明会等の企画・実施

【業務内容】

就職支援対象者と支援対象企業との出会いの場を創出するため、金融機関等と連携した合同企業説明会等の取組みを企画し、実施すること。

【留意点】

- ・金融機関等と連携した合同企業説明会や面接会を府内で6回以上開催すること。
- ・本仕様書では合同企業説明会や面接会における参加者数及び参加企業数について具体的な目標数を定めないが、事業目標である安定就職者数700人の達成につながるよう企画・実施すること。
- ・求職者と企業のマッチング率（合同企業説明会等への参加企業における安定就職決定者数／合同企業説明会等参加者数）の向上を図るよう、合同企業説明会や面接会のコンテンツの充実を図ること。
 - （例1）支援対象者の中小企業に対する理解促進を図るため、参加企業の仕事体験ができる“体験コーナー”を設置する。
 - （例2）各ブースにおいて、学生の関心が高い福利厚生（有休所得率や残業時間など）の情報を出展企業が掲出する。
- ・開催にあたっては、金融機関等が有する会場の利用や、金融機関・出展企業等の実費負担（例：1ブースあたり約10万円）等により、経費の削減を図ること。

※大阪府の想定モデル

100社規模の合同企業説明会の場合：事業費1,200万円程度

- ・金融機関・出展企業等の実費負担について、入金管理等の債権管理は受託者の責によって行うこと。
- ・開催にあたっては、連携する金融機関等に対し、人材不足分野の企業中心に推薦するよう働きかけること。
- ・開催日時、場所、規模など実施内容については、必ず事前に大阪府と協議すること。
- ・大学内で実施する場合には、参加対象者を実施校の学生に限定せず、他校の学生や一般求職者も含めて実施すること。
- ・合同企業説明会や面接会を開催するにあたっては、労働関係法令に違反しないよう、特に下記の点に十分注意すること。

（ア）合同企業説明会は、企業が採用広報活動の一環として参加求職者に企業情報を説明す

る場であり、面接などの選考活動を行うことはできない。主催者側である受託事業者の責任において、出展企業に十分周知すること。

(イ) 出展企業が面接などの選考活動を行う合同企業面接会を職業紹介事業所以外で開催するには、都道府県による職業紹介、もしくは都道府県労働局及び管轄ハローワークとの共催で実施しなければならない。十分な事前調整が必要なため注意すること。

- ・ 支援対象企業が説明会等に出展するための出張旅費や運搬費用は、本事業の経費で賄うことはできない。支援対象企業側の自己負担とすること。

(提案事項 4)

- ・ 金融機関等と連携した合同企業説明会や面接会について、開催時期、場所、規模、回数などの具体的な開催概要を提案すること。
- ・ 合同企業説明会や面接会における求職者と企業のマッチング率の向上を図るための具体的なコンテンツや手法を提案すること。
- ・ 合同企業説明会や面接会の開催にあたり、想定している企業負担額など、具体的な経費の削減方法を提示すること。
- ・ 提案する手法が効率的・効果的かつ実現可能である根拠も併せて提示すること。

【提案にあたっての留意点】

- ・ 従来から行われている取組みに限らず、合同企業説明会や面接会における就職支援対象者と支援対象企業のマッチング率を高めるための新しい手法を提案すること。
- ・ 同様の合同企業説明会や面接会の受託実績、実施実績や金融機関等との連携実績を有している場合は、記載すること。

(5) 就職支援（職業紹介）の実施

【業務内容】

合同企業説明会等の一過性のイベントだけではなく、OSFと連携して就職支援対象者に対してきめ細かい就職支援（職業紹介）を実施すること。

【留意点】

- ・ 職業紹介については、職業安定法その他関係法令に基づき、実施すること。
- ・ 継続的な就職支援（職業紹介）は、原則として項目（1）記載のとおりOSFを拠点として実施すること。なお、具体的な職業紹介の場所は、別紙の平面図のとおりである。
- ・ 就職支援対象者に対して、OSFで実施する求職者向け及び企業向けセミナーやカウンセリングと連携を図り、マッチング精度を高めること。
- ・ 就職支援（職業紹介）にかかる費用は、就職支援対象者から徴収しないこと。
- ・ 安定就職者数 700 名以上の達成が可能となる取組みを実施すること。
- ・ 受託事業者は、事業実施中、定期的に、安定就職者数の進捗状況を大阪府に報告することとし、達成が見込めない場合は、大阪府の求めに応じて、原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置をとり、その結果を書面で報告すること。

(提案事項 5)

- ・ 若者と支援対象企業を結びつける継続的な就職支援（職業紹介）方法等を具体的に提案すること。

- ・就職支援対象者が人材不足業種に対して安定就職できる提案をすること。ただし、原則、「医療・福祉分野」及び事務職への就職は本事業の成果から除外するものとする。
- ・提案する手法が効率的・効果的かつ実現可能である根拠も併せて提示すること。

【提案にあたっての留意点】

- ・就職支援対象者の一日でも早い就職決定に繋がるための就職支援手法について、具体的に提案すること。
- ・就職率（安定就職者数/就職支援対象者数）を向上させるための創意工夫を凝らした就職支援方法を提案すること。

（6）事業目標の達成数

本事業の実施にあたり、大阪府が求める達成数は、以下のとおりである。

【大阪府が求める達成数】

就職支援対象者の安定就職者数 700名以上

※安定就職者：新卒・第二新卒…正社員に限る（雇用期間に定めのないもの）
新卒・第二新卒以外…正社員及び1年以上の契約社員

【安定就職者数に係る留意点】

- （a）平成30年4月1日までに安定就職した（する）者に限る。
- （b）安定就職先としては、原則、項目（2）で求人開拓した人材不足業種の企業とする。
- （c）支援対象企業以外に安定就職をした（する）場合でも、本事業の効果であると大阪府が認めるときには本事業の成果に含めることができる。
- （d）就職支援にあたっては、法令に抵触しない範囲で、原則として受託事業者が許可を受けている有料職業紹介事業を通じて行うこととする。
- （e）ハローワーク等との連携により就職した者は、本事業の成果に含めることができる場合があるが、連携手法等については、別途指示する。

（提案事項6）

- ・本事業における安定就職の達成数を提案すること。

【提案にあたっての留意点】

上記の大阪府が求める達成数を下回る提案の場合は、最優秀提案者として採択されない。

（7）国や大阪府などが実施する施策等との連携

- ・本事業の実施にあたっては、OSFと十分に連携しながら運営すること。
- ・本事業の目標達成のため、大阪府が実施する就業支援施策や包括連携協定を締結している金融機関等との連携を積極的に行い、本事業に取り組むこと。
- ・事業本旨の達成のため、大阪府が企画する、府民への機運の盛り上げに資するイベント等（OSAKAジョブフェスタ等）に大阪府からの求めに応じ、参画すること。
※詳細は、契約後別途指示する。

- ・ O S F や大阪労働局、近畿経済産業局などその他関係機関と十分に連携しながら事業を実施すること。

【留意点】

- ・ その他の府の雇用施策のみならず国や市町村などの関連施策とも十分連携し、効率的・効果的な事業運営に努めること。
- ・ U I J 事業と連携した事業実施にあたっては、大阪府と協議のもと、双方の事業の相乗効果が見込まれる手法とすること。

(提案事項 7)

- ・ U I J 事業との緊密な連携方法を提案すること。

(8) その他 (事業担当者連絡会議への参加など)

- ・ 本事業と U I J 事業などとの連携を図るために開催する、事業担当者連絡会議に参加すること。なお、会議の開催時期については、別途、大阪府担当者から指示する。
- ・ 事業担当者連絡会議は、事業開始後の一定期間においては、週 1 回程度の開催を予定している。
- ・ 本事業は、地域再生計画に基づく地方創生推進交付金を活用して実施しており、将来的に事業として自立化していくことが求められている。そこで、事業の自立化に向けた協議を大阪府と行うこと。

7 業務全体における実施上の留意点

- ・ 業務内容に記載する (1) ~ (8) の各項目を漏れなく実施し、効果的な事業運営に努めること。
- ・ U I J 事業の受託事業者と連携し、一体的に運営・実施すること。
- ・ 就職支援対象者には O S F を紹介し、原則登録させること。また、支援対象企業には O S F への登録を勧奨すること。なお、登録方法や個人情報の取扱いについては、事前に大阪府と調整すること。
- ・ 支援対象企業への「障がい者サポートカンパニー制度」(参考 URL : <http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/syougaisyasapo-tokan.html>) の登録勧誘や、障がい者等の職場実習先の開拓に可能な範囲で協力すること。
- ・ 大阪府からの求めがあった場合は、大阪府包括連携協定企業*等との連携により実施すること。なお、連携方法については、別途大阪府と協議すること。
 - * 包括連携協定企業：公民連携の枠組みの中で、様々な社会的課題の解決をめざし、大阪府のパートナーとなつていただいている企業。
- ・ 提案内容については、大阪府と協議を行いながら真摯に履行すること。

8 業務実施上の留意点

- ・ 受託者は、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合には、遅延なくその旨

を大阪府に連絡し、その指示に従うものとする。

- ・受託者は、事業の過程において大阪府から指示された事案については、迅速かつ的確に実施するものとする。
- ・提案内容については、大阪府と協議を行いながら真摯に履行すること。
- ・本事業は、国における事業交付決定を前提としたものであることから、国が交付決定にあたり示す見解等により、業務内容の一部に変更が生じる可能性がある点に留意すること。

9 報告・分析等

- ・受託事業者は、事業実施中、定期的に、進捗状況を大阪府に報告することとし、業務が著しく遅滞した場合などは、府の求めに応じて、原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置をとり、その結果について書面で報告すること。
- ・業務の進捗については、日常的な報告に加え、毎月10日までに前月の事業実施状況を書面で報告すること。(報告様式等については別途協議)
- ・大阪府は、必要に応じ、業務内容等について臨時に報告を求めることがある。

10 再委託

再委託は原則禁止とする。

ただし、セミナー等の実施にあたり、専門性等から一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、下記「再委託の承認」に基づき、大阪府から承認を得れば、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、提案内容に明記すること。

- ◆再委託の承認「委託役務業務における再委託等の承認事務に関する指針（抜粋）」
- (1) 次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について、再委託を承認することとする。
- ア 業務の主要な部分を再委託すること。
 - イ 契約金額の相当部分を再委託すること。
 - ウ 競争入札における他の入札参加者に再委託すること。
 - エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

実施にあたっては、上表及び下表に基づき、大阪府と事前に協議し、承認を得ること。

- ◆承認する場合に付する条件
- (1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託する期間、再委託に要する費用、委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。
- (2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。なお、委託内容・指導内容を具体的に明記した委託契約書、完了報告書等を整備するとともに、発注者の求めに応じて提出しなければならない。
- (3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況

を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。

- (4) 受注者は、再委託先に対して、本委託業務の主旨及び大阪府の委託事業であることを説明し、本委託事業の関係書類等を本事業終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存するとともに、発注者からの求めに応じて、受注者が実施する調査への協力について承諾させることとする。なお、再委託先の承諾が得られない場合は再委託をしてはならない。
- (5) 再委託先の選定については、経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定（一般の競争等）しなければならない。なお、経済性の観点によらず内容の優劣により選定する等、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を発注者に提出し協議しなければならない。
- (6) 受注者は、委任した事務、事業が終了したかどうかを完了報告書により確認しなければならない。なお、完了報告書には、検収日を記載し、検収担当者が押印するものとする。
- (7) 再委託先への支払いは受注者の名義で行うとともに、銀行振込受領書等により支払の事実（支払の相手方、支払日、支払額等）を明確にしなければならない。

1.1 事業費の取扱いについて

- ・本事業の経費をもって、他の業務の経費を賄ってはならない。
- ・事業費は実費弁済の考え方をとることとし、利益等は含めない。（事業者が実際に支払った経費分だけの請求を認め、利益率の付加は認めない。）

よって、本事業のために支出した全ての経費（既存労働者の人件費や一般管理費、雑費、諸経費等を含む）について、給与明細、公的証明書、領収書等の各種証拠書類の提示を求める。

※人件費は実際に支給した給与額等（給与明細等で証明できる額）の積み上げで積算（精算）することとし、いわゆる単価方式（例：支給実績に関わらず、主任研究員は1日60,000円で一律計上する。）は認められない。

- ・人件費には、諸手当、賞与、退職手当等（受託者の社内規程において、労働者に対する支払いが義務付けられている場合に限る。費用の算出・支払いについては、契約期間内における本事業従事時間を対象とする。）、社会保険（健康保険、厚生年金、介護保険、児童手当）、及び労働保険（雇用保険、労災保険）に係る事業主負担分を含む。

なお、社会保険、労働保険については、法定どおり加入させること。

（保険について、誤解釈のケースが見受けられる。積算等に当たっては、法改正等に十分留意するとともに、必要に応じて関係機関に問い合わせるなどして、違法状態とならないようにすること。）

- ・支援される者に係る費用（旅費、日当、資格取得に係る受験料や免許登録に係る費用等）は対象外とする。
- ・“営利目的の事業”は本事業の対象とならない。

よって、事業費は原則として委託料により賄うこととし、収入を事業費の財源として見込む

ことはできない。

ただし、【本仕様書 6 業務内容及び提案事項等】に記載のある、企業等から得た収入については、すべて本事業で実施する業務において充当することとし、他事業及び自社事業に充当してはならない。

事業を円滑に実施するため、委託契約に基づく業務の範囲内で事業費の精算に含まれない経費を支出する場合や、委託金額を超えて事業費を支出する場合は、あらかじめ大阪府と協議すること。

1.2 財産取得について

- ・財産価値が生じるような工事費など、財産取得となる経費は認めない。
- ・また、物品等で本事業終了後、財産価値が残存する場合は、売却等を行いその金額を返還しなければならない。

※ パソコン、机等は適正な価格のレンタルが望ましい。

1.3 書類の保存について

全ての証拠書類は本事業終了後、翌年度 4 月 1 日から起算して 5 年間保存しなければならない。

1.4 事業完了後、府へ提出するもの

- ・受託者は、事業終了後、事業報告書を大阪府に提出すること。（詳細は大阪府と協議する。）
- ・その他、本事業における成果物等の納品に関しては、個人情報、企業情報については紙媒体 1 部、データを入れた電子記録媒体 1 部を大阪府に提出することとし、それ以外のものについては大阪府から別途指示する。

1.5 精算について

- ・受託者は、本事業に係る経理と他の経理を明確に区分することとし、U I J 事業を同時に受託した際についても経理を明確に区分すること。
- ・大阪府は、委託期間中に、委託業務の実施状況及び経費の使用状況を確認するために、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。
- ・受託者は、事業終了後、大阪府に対して支出額を記載した収支精算書を提出し、大阪府の確認を受けること。
- ・大阪府は、収支精算書と給与明細、賃金台帳、業務日誌、出勤簿、公的証明書、請求書、領収書等の各種証拠書類との確認を行う。精算の結果、見積りよりもそれぞれの事業費の実績が下回った場合は、減額・返還を求めることができることとし、大阪府からの通知に基づき返納すること。
- ・人件費の一部については、事業成果に応じて支払うこととし、支払額の算定については以下のとおりとする。
- ・事業精算金額のうち、本事業にかかる人件費相当額から、大阪府の最低賃金を基に算出した人件費相当額を差し引いたものを「成果対象額」(※1)とする。

- ・本仕様書で定める目標（項目（6）参照）にかかる達成数を、事業者の提案目標数で除したものを「事業達成率」（※2）とする。
成果対象額に事業達成率を乗じたものを「成果対象支払額」（※3）とする。（ただし、成果対象額を上限とする。）
- ・「成果対象支払額」と「成果対象支払額以外の精算額」を足した金額を大阪府に支払い請求することができる。

（※1）成果対象額

【本事業にかかる人件費相当額】－【大阪府の最低賃金を基に算出した人件費相当額】

（※2）事業達成率

【本仕様書で定める目標にかかる達成数】÷【事業者の提案目標数】

（※3）成果対象支払額

【成果対象額】×【事業達成率】

【参考：計算例】

- 委託契約金額：11,830,000円（消費税及び地方消費税含む）…①
- 事業精算金額（実費弁償額）：11,500,000円…②
（精算額は契約金額を上回らないものとする。）
- 成果対象額（※1の計算式参照）：10,356,000円－3,724,000円
＝6,632,000円（消費税及び地方消費税含む）…③
- 提案目標安定就職者数：700名…④
- 達成数：630名…⑤
- 事業達成率（⑤÷④×100）：630名／700名×100＝90%…⑥（少数点第1位四捨五入）
- 成果対象支払額（③×⑥）：6,632,000円×90%
＝5,968,800円（円未満切捨て）≤③…⑦
- 成果対象額以外の精算額（②－③）：11,500,000円－6,632,000円＝4,868,000円…⑧
- 支払額（⑦＋⑧）：5,968,800円＋4,868,000円＝10,836,800円…⑨

16 その他

- ・受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- ・事業開始時までに事業計画書（事業スケジュール）を大阪府へ提出すること。
- ・本事業の実施で得られた成果（著作物等）、情報（個人情報を含む。）等については大阪府に帰属する。
- ・企画提案した業務を実施するに際して、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者であること。
- ・見積りの詳細については、大阪府と本事業の委託契約を締結する際に協議すること。
- ・大阪府は特別の理由がない限り最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、そのことをもって提案内容（経費も含む）まで認めるものではない。契約締結及び事業実施にあたっては、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。
- ・個人情報の取扱いについては「【地方創生推進交付金事業】平成29年度 中小企業人材確

保支援事業に係る企画提案公募要領」特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項を遵守すること。

なお、個人情報保護の観点から受託者は『誓約書』（別紙１）を提出すること。

《同特記事項第８（１０）に定める個人情報保護のための必要な措置》

本業務により知り得た個人情報の取扱いは、本業務に従事する作業員（事業開始時に作業員名簿を作成し、大阪府へ提出すること。）のみが行うこと。

受託者は、作業員に、同特記事項を遵守する旨の誓約書を提出させること。

- ・ 来年度事業が継続し、次期受託者に変更が生じる場合は、事業開始前までに、円滑かつ誠実な引継ぎを行うこと。
- ・ その他、事業の実施に際しては大阪府の指示に従うこと。